

## 与謝野町町長等措置請求に関する監査結果

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

住 所 京都府与謝郡与謝野町字明石 1811 番地  
氏 名 杉本 則秀

#### 2 請求書及び同補正書の提出

請求書 平成 25 年 10 月 10 日  
補正書 提出なし

#### 3 請求の要旨（以下、原文のとおり記載）

##### （1）どのような処理がされていたのか

町長等は、「都市計画法」第 75 条、地方自治法第 224 条の規定による「与謝野町公共下水道」事業受益者負担金、条例に則り、公共下水道受益者負担金（分担金）の徴収事務を行う立場にあるが、平成 9 年度より平成 24 年度の間、その職務を怠り、適正に行ってこなかったために「都市計画法」第 75 条第 7 項、「地方自治法」第 236 条等の規定により、結果、未収金 2,600 万余を、公共下水道受益者負担金、分担金を、不当に失効させた。

##### （2）どのような理由で不当なのか

下水道負担金での延長措置行わなかったことは、町長、副町長、担当課長の記者会見、議会での指摘、審議経過、テレビ放映、広報よさののおわび記事、町監査委員の 24 年度決算、監査報告での指摘意見、議会での当会計の不認定等々をみても疑う余地もない事実であるといえる。

記者会見まで知らなかった町民、一般に知れたら入金がなくなるこんな言葉も耳にするが、このような状況は、町民にとっては疑念の感深まるばかりか憤慨と怒りさえ覚えてくる、不為の事実には払拭できない苦悩の日々の重ねであろう、担当者の思いも察して余るものもあるが、ここまで放置した上層部の指導責任は逃れることのできない重大なことである。

##### （3）どのような請求をするのか

都市計画法、条例、自治法に則る措置であれば、当然これらの措置をどうするのか、明確にするべきであり、民法 709 条の適用措置も考えられてしかるべきである。広報に 2,668 万 7,636 円の損失が報告されているが、

はたしてその通りであるのか、この金額のみなのか、他にはないのか、疑問さえ生じる。町長、副町長に、最高責任者として消滅した金額を与謝野町は請求しなければならない。

#### (4) 現在でも請求できる理由

町村合併以前からとはいえ、現町長、監査委員におかれては旧町時代の要職の立場の方、指導、措置等については十分知りえた方であるが長年放置されてきた、これが監査委員の監査でも明らかにならず平成 25 年 7 月 2 日の記者会見で初めて知ったものである。

過って改めざる是を過ちという、一日も早く醜悪を解決し、みず、緑、空、笑顔かがやく、ふれあいのまちを取り戻していただきたい。

これらの理由により再度十分な監査をおねがいしたく監査請求をします。

※事実証明書の記載を省略した。

## 4 請求の受理

提出された監査請求について、地方自治法第 242 条に規定する要件を具備しているものと認められたので、請求書が提出された平成 25 年 10 月 10 日をもってこれを受理した。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象

本請求は、町長、副町長等が公共下水道事業受益者負担金、特定環境保全公共下水道事業受益者分担金及び農業集落排水事業受益者分担金（以下、「受益者負担金・分担金」という。）の徴収事務を怠り、不当に失効させたために与謝野町に損害が生じたとして、町が損害賠償請求をしなければならないと請求しているため、その怠る事実の有無を監査の対象事項とした。

### 2 監査の実施日

地方自治法第 242 条第 5 項の規定によると、「監査委員の監査及び勧告は、請求があった日から 60 日以内に行わなければならない。」とされていることから、本請求書の受理日から平成 25 年 12 月 9 日までの間において、次のように監査を行い、町長宛てに勧告を行った。

平成 25 年 10 月 11 日	要件審査	11 月 1 日	監査
17 日	要件審査	5 日	監査
18 日	要件審査	6 日	監査
21 日	受理決定	7 日	監査
23 日	関係課聴取、監査	8 日	監査
25 日	弁護士訪問	11 日	監査
28 日	関係課聴取、監査	12 日	監査
29 日	監査	15 日	監査
30 日	監査	22 日	関係課聴取、監査
31 日	監査	26 日	監査
		12 月 3 日	関係課聴取、監査

### 3 監査の着眼点

本監査に当たって、法令及び条例等に基づく業務が正当に行われたかどうか、次の点について調査した。

#### (1) 債権管理

賦課事務、徴収事務、収納消込事務、未納整理事務、督促事務、催告事務

#### (2) 消滅時効

時効の中断、成立

#### (3) 不納欠損処分

各年度の不納欠損処分

#### (4) その他

庁内・課内の連絡調整

### 4 監査対象課及び提出書類

監査の対象課は下水道課とし、次の書類を提出させ、担当課長等から説明を受けた。

- (1) 受益者負担金・分担金の現年・滞納別の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額
- (2) 受益者負担金・分担金の年度毎の時効消滅額
- (3) 受益者負担金・分担金の徴収記録台帳
- (4) 受益者負担金・分担金の消滅時効完成後の収納額明細
- (5) 受益者負担金・分担金の催告書の写し（サンプル）

### 5 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項に基づく証拠の提出及び陳述について請求人に意向を正したところ、本請求書に添付した書類以外の新たな証拠はなく、又

陳述も特に求めないとのことであったため、これを行わなかった。

### 第3 監査の結果

#### 1 事実関係の確認

##### (1) 受益者負担金・分担金の賦課・徴収根拠

受益者負担金・分担金は、与謝野町が施工する下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づく受益者負担金及び地方自治法第224条の規定に基づく受益者分担金として、「与謝野町公共下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例」に基づいて賦課・徴収するものである。

当町では、事業により築造される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者を受益者とし、土地の面積1平方メートル当たり400円を課すこととしている。

賦課に当たっての手続きは、同条例第5条の規定により、町長が受益者負担金・分担金を賦課しようとする区域（賦課対象区域）を定めて告示し、その後、同条例施行規則第4条に基づく各受益者からの「公共下水道事業受益者申告」等の手順を経て、同条例第6条の規定による賦課を行うものである。

なお、受益者負担金・分担金には徴収猶予及び減免措置の規定が設けられており、旧町時代その扱いに差異があったため、合併協議において最も厳しい扱いをしていた町の基準に統一したが、合併後の事務処理においてこれも協議どおりに整理されなかった。

上記の「公共下水道事業受益者申告」は、賦課対象土地の面積や所有関係に誤り等がないかを確認してもらうものであるが、下水道事業の制度そのものをよく理解してもらい、受益者負担金・分担金をきちっと認識してもらう意味合いからも重要な書類と考えられるが、100%の申告には至っておらず、「不申告の場合、職権で申告すべき事項を認定することができる。」という規定を適用している状況がある。

又、当然地区での事前説明会が開催されているが、担当者の「説明会に出席せず、申告書も提出しなかった人の滞納が多い。」という分析もうなずける。この賦課決定の初期段階での徹底不足が、その後の受益者負担金・分担金の徴収を困難にしてきた要因の一つと考えられる。

##### (2) 受益者負担金・分担金の収納と管理

各受益者に送付した「受益者負担金・分担金納入通知書」は、納入の際金融機関の窓口等に提示され、電算システムにより収納管理されている。

納期限を過ぎても納入されないときは、町財務規則第 53 条第 1 項の規定により、「当該納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならない。」とされ、又、同規則同条第 2 項に「前項の規定により督促状を発したときは、督促手数料について調定をし、及び徴収簿を整理しなければならない。」とされている。

なお、同規則第 54 条には「滞納処分」について、同 55 条には「収入未済金の繰越し」について規定し、「収入未済金繰越調書」や「徴収簿」での整理を義務づけているが、担当課からこれらの帳簿の提出はなかった。(保有していないという理由。「未納整理簿」は旧加悦町で保有。)

適切な受益者負担金・分担金の収納と管理をしていくには、これら帳簿記録が基本であり、書面に記載がないから何もしていないとは言わないまでも、このような杜撰な状態を続けてきたことが、後々の滞納整理をやりにくい困難なものにしてきたことは否めず、時効を完成させた大きな要因と考えられる。

### (3) 滞納に関する定めと取組み実態

受益者負担金・分担金については、3年に分割して徴収するものとし、更に1年を10期に分け、6月から3月までの月末を各期の納期としている。

上述のとおり、各期の納期限を過ぎても納入されないときは、町財務規則の規定により、当該納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならないとされているが、当町の場合、3年分割及び各年度 10 期、計 30 回に分けることはあくまでも納入の便宜を考慮したもので、当初の賦課額全額を債権として考え、30回を過ぎても納入されない時に督促状を発することになっている。(実際はされていない。)

時効の中断と督促状の関係について調べてみると、時効の中断に有効な督促状の送付は最初の1回のみとされ、2回目以降の督促は催告としかとられないとの事例があることから、30回それぞれに督促状を出すことより、最後にまとめて賦課額全額を督促する当町の方法が有意と思われる。

なお、文書による催告は、次のように行われていた。

合併当初 ……年度末に年1回の催告

平成23年頃 ……催告回数を年3回に増やす。

第1期(6月)～第4期(9月)までの未納 → 10月に

第1期(6月)～第7期(12月)までの未納 → 1月に

第1期(6月)～第10期(3月)までの未納 → 4月に

現在 ……催告回数を年4回に増やす。

全期について、催告漏れ等があったもの → 5月に

上記の催告を繰り返していたものの、未納や滞納に対する集金行為が伴わなかった（例え、わずか取り組んでいたとしても、行動記録、徴収簿等がないため、集金していなかったと判断せざるを得ない。）ため、時効中断に有効な「一部納入」等に至らなかったと思われる。

#### （４）債権管理の取り組み

民法第 144 条では、「時効の効力は、その起算日にさかのぼる。」と規定され、起算日とはその権利を行使できる時から、即ち納期限を過ぎ滞納となった時点からしかるべき法的手段をとれる時とされるため、公法上の債権の場合は、納期限の翌日から消滅時効の起算が始まると解される。

そして、その時効が進んでいる間に一定の行為がなされると進んでいる時効が中断し、新たな時効が進行することになる。民法では、第 147 条により、時効の中断理由は、「請求」、「差押え、仮差押え又は仮処分」、「承認」の三つを定めている。承認は、時効により利益を受ける者が権利者に対して債務が存することを認める行為で、文書によって債務の存在を認めるものや、一部納入などがこれに当たるとされる。

なお、同法第 153 条による催告は、相手の債務の履行を求めるものだが、それだけでは時効の中断は成り立たず、催告から 6 か月以内に裁判上の請求や差押え等がなされないと中断の効力は生じない。

なお、地方自治法では特有の時効中断事由として、同法第 236 条第 4 項に「納入通知」及び「督促」が規定されている。この督促による時効中断は、前述のとおり最初の督促 1 回のみであるため、当町では 3 年間 30 回の納期限が過ぎてから全賦課金を対象として行うこととしている。

ところが、この督促の行為が法令・条例及び当町の定めた手順どおりに為されていなかったために、ずるずると 5 年が経過し、時効で消滅、今回決算上の手続きたる数年間分をまとめた不納欠損処分に及んだものである。

#### （５）消滅時効の状況

そこで、受益者負担金・分担金の消滅時効の状況について調べてみると、次表のとおりである。

なお、不納欠損額については、年度毎の不納欠損処分はしていないが、時効が完成した日の属する各年度で正規に実施した場合を想定し、金額を掲げた。

○受益者負担金・分担金の現年・滞納別の調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額

(3事業合算分)

(金額 円)

年度	予算区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	不納欠損理由
H7年度	現年度分	51,880,690	50,864,830	0	1,015,860	
	滞納繰越分	0	0	0	0	
	計	51,880,690	50,864,830	0	1,015,860	
H8年度	現年度分	123,712,640	121,283,930	0	2,428,710	
	滞納繰越分	1,015,860	218,100	0	797,760	
	計	124,728,500	121,502,030	0	3,226,470	
H9年度	現年度分	73,910,950	70,404,330	0	3,506,620	
	滞納繰越分	3,226,470	632,980	0	2,593,490	
	計	77,137,420	71,037,310	0	6,100,110	
H10年度	現年度分	57,877,650	55,211,990	0	2,665,660	
	滞納繰越分	6,100,110	1,255,900	0	4,844,210	
	計	63,977,760	56,467,890	0	7,509,870	
H11年度	現年度分	67,622,980	64,045,680	0	3,577,300	
	滞納繰越分	7,509,870	702,280	0	6,807,590	
	計	75,132,850	64,747,960	0	10,384,890	
H12年度	現年度分	77,444,250	71,716,180	0	5,728,070	
	滞納繰越分	10,384,890	2,808,650	0	7,576,240	
	計	87,829,140	74,524,830	0	13,304,310	
H13年度	現年度分	76,438,380	71,105,650	0	5,332,730	
	滞納繰越分	13,304,310	1,028,080	0	12,276,230	
	計	89,742,690	72,133,730	0	17,608,960	
H14年度	現年度分	65,523,880	59,653,890	0	5,869,990	
	滞納繰越分	17,608,960	818,340	240,080	16,550,540	5年間の消滅時効
	計	83,132,840	60,472,230	240,080	22,420,530	
H15年度	現年度分	82,634,910	75,470,830	0	7,164,080	
	滞納繰越分	22,420,530	3,393,470	5,929,470	13,097,590	5年間の消滅時効
	計	105,055,440	78,864,300	5,929,470	20,261,670	
H16年度	現年度分	64,935,650	56,947,690	0	7,987,960	
	滞納繰越分	20,261,670	5,429,990	427,240	14,404,440	
	計	85,197,320	62,377,680	427,240	22,392,400	
H17年度	現年度分	58,200,880	51,494,160	0	6,706,720	
	滞納繰越分	22,392,400	5,702,190	2,197,870	14,492,340	5年間の消滅時効
	計	80,593,280	57,196,350	2,197,870	21,199,060	
旧3町分合計		800,182,860	770,189,140	8,794,660	21,199,060	5年間の消滅時効
合 併 後						
H18年度	現年度分	72,995,180	66,556,170	0	6,439,010	
	滞納繰越分	21,199,060	2,266,370	1,266,910	17,665,780	5年間の消滅時効
	計	94,194,240	68,822,540	1,266,910	24,104,790	
H19年度	現年度分	92,324,830	84,612,240	0	7,712,590	
	滞納繰越分	24,104,790	1,211,020	5,037,870	17,855,900	5年間の消滅時効
	計	116,429,620	85,823,260	5,037,870	25,568,490	
H20年度	現年度分	76,862,380	68,239,500	0	8,622,880	
	滞納繰越分	25,568,490	1,134,294	1,292,166	23,142,030	破産手続による即時消滅分88,236円、5年間の消滅時効分1,203,930円
	計	102,430,870	69,373,794	1,292,166	31,764,910	
H21年度	現年度分	61,979,830	54,932,040	0	7,047,790	
	滞納繰越分	31,764,910	1,282,500	3,092,150	27,390,260	5年間の消滅時効
	計	93,744,740	56,214,540	3,092,150	34,438,050	
H22年度	現年度分	68,461,990	61,538,290	0	6,923,700	
	滞納繰越分	34,438,050	1,464,730	3,974,490	28,998,830	5年間の消滅時効
	計	102,900,040	63,003,020	3,974,490	35,922,530	
H23年度	現年度分	61,265,570	54,630,930	0	6,634,640	
	滞納繰越分	35,922,530	1,841,970	497,540	33,583,020	5年間の消滅時効
	計	97,188,100	56,472,900	497,540	40,217,660	
H24年度	現年度分	55,621,690	48,345,620	0	7,276,070	
	滞納繰越分	40,217,660	2,057,130	2,731,850	35,428,680	5年間の消滅時効
	計	95,839,350	50,402,750	2,731,850	42,704,750	
与謝野町合計		489,511,470	450,112,804	17,892,976	21,505,690	5年間の消滅時効 17,804,740円 破産手続による即時消滅 88,236円
総合計		1,289,694,330	1,220,301,944	26,687,636	42,704,750	5年間の消滅時効 26,599,400円 破産手続による即時消滅 88,236円

なお、各年度別の消滅時効対象人数と金額は、次のとおりである。

項 目	人数 (人)	金額 (円)
A 平成24年度末の時点で滞納となっているものの合計	451	62,116,316
B Aの内、平成24年度末の時点で消滅時効が完成し不納欠損処分したもの	205	26,687,636
D Bの内、旧町時に賦課したもの	205	26,687,636
Dの内、平成14年度に消滅時効が完成していたもの	2	240,080
Dの内、平成15年度に消滅時効が完成していたもの	38	5,929,470
Dの内、平成16年度に消滅時効が完成していたもの	6	427,240
Dの内、平成17年度に消滅時効が完成していたもの	16	2,197,870
Dの内、平成18年度に消滅時効が完成していたもの	13	1,266,910
Dの内、平成19年度に消滅時効が完成していたもの	31	5,037,870
Dの内、平成20年度に消滅時効が完成していたもの	13	1,292,166
Dの内、平成21年度に消滅時効が完成していたもの	26	3,092,150
Dの内、平成22年度に消滅時効が完成していたもの	28	3,974,490
Dの内、平成23年度に消滅時効が完成していたもの	8	497,540
Dの内、平成24年度に消滅時効が完成していたもの	24	2,731,850
F Bの内、与謝野町になってから賦課したもの	0	0
C Aの内、平成24年度末の時点で消滅時効が完成していないもの	246	35,428,680

※205人、26,687,636円の内には、破産手続き参加に伴う配当金受領による即時消滅分1人、88,236円を含む。

前記2表によれば、不納欠損額の合計は26,687,636円となっているが、この内破産手続きによる即時消滅分1人、88,236円については、5年間の消滅時効によるものでないため、これを差し引き、対象は204人、26,599,740円として考えるのが適当である。

#### (6) 不納欠損処分の取組み

行政実例では、「不納欠損は決算上の取扱いであるから、時効により消滅した債権、放棄した債権についてはこれを行うべきである。」とされているが、時期については必ずしも明確になっていない。

しかしながら、受益者負担金・分担金は公法上の債権であり、時効期間の経過で完全に消滅するものであることから、時効が完成した日の属する事業年度で不納欠損処分を行うことが基本だと考える。資産価値のない債権を計上し続けることは、町の財政状態に関する判断を誤らせかねないし、又無駄な管理コストを発生させ続けることにもなり、適正な処理とは言えない。

町財務規則第 56 条には、「収入命令権者は、毎年度末において、既に調定した収入金にその徴収の権利が消滅しているものがあるときは、これを不納欠損金として整理しなければならない。」と規定しており、町税や他の公共料金については、過去から不納欠損処分が実施されているが、受益者負担金・分担金については、平成 24 年度の決算まで実施されていなかったものである。

このことは、議会等においてチェックする機会を得られず、長年表に現れなかった原因の一つと考えられる。

## 2 判断

### (1) 受益者負担金・分担金の賦課若しくは徴収を怠る事実

前述のとおり、当町の受益者負担金・分担金の債権管理において、下水道課及び実務担当者の怠る事実の存在は明らかであり、その指導又は責任者たる町長等の責も重いと言わざるを得ない。したがって、地方自治法第 242 条第 1 項に規定されている住民監査請求の対象行為として規定されている「違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があるとき」に合致し、本請求は正当なものと思われる。

ところで、同条第 2 項には「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」とされている。

この期間制限について、「地方自治法第 242 条第 2 項の規定により、違法若しくは不当な財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、監査請求することができないと規定されているが、怠る事実についての期間制限は規定されていないため、怠る事実が存在する限りはこれを制限しない。(最高裁昭和 53 年 6 月 23 日判決)」とされている。

よって、受益者負担金・分担金の徴収事務において、その職務を怠り、不当に失効させた事実の監査を求める請求に理由があるものと判断した。

### (2) 受益者負担金・分担金の時効消滅に係る損害賠償請求権の行使を怠る事実

請求人は、下水道課が算定し「広報よさの」で公表した受益者負担金・分担金の平成 24 年度までに消滅時効が完成し不納欠損したものの合計 26,687,636 円が損害額であるとして、その損害を与えたものに対して与謝野町が損害賠償請求権を行使するよう求めている。

前述したとおり、「地方自治法第 242 条第 2 項の規定により、違法若しくは不当な財務会計上の行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過した

ときは監査請求をすることができないとされているが、怠る事実についての期間限定は規定されていないため、怠る事実が存在する限りこれを制限しない。」とされている。(最高裁昭和 53 年 6 月 23 日判決)

しかし、「怠る事実が終了した後に当該怠る事実によって被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを求める監査請求の請求期間は、怠る事実が現に継続している間は何時でもその事実の是正を求め得るとするのが当然であるから、地方自治法第 242 条第 2 項の期間制限に服さないが、怠る事実が終了した後は、その怠る事実が終了した日から 1 年の期間制限に服する。」(長野地裁平成 2 年 10 月 25 日判決) とされている。

上記 2 つの判例は、怠る事実が継続している間は、何時でも監査請求できるが、時効消滅により受益者負担金・分担金を徴収する権利を失った(怠る事実が終った) 後には 1 年間の期間制限が適用されることを示したものである。

又、「当該怠る事実(以下、「第 1 の怠る事実」という。)が違法であることに基いて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実(以下、「第 2 の怠る事実」という。)とした上で、第 2 の怠る事実を対象とする監査請求がされたときは、当該監査請求については、第 1 の怠る事実の終わった日を基準として、1 年の監査請求期間の制限に服するのが適当である。」(最高裁平成 19 年 4 月 24 日判決) と判示されている。

本請求は、受益者負担金・分担金債権の徴収を怠り、時効消滅させたことを違法若しくは不当であるとして、当該怠る事実が違法若しくは不当であることに基いて発生する実体法上の請求権である与謝野町の関係者に対する損害賠償請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであると認められるため、地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの「正当な理由」があると認められない限り、同条同項本文の規定を適用すべきものとする。

そこで、「正当な理由」の存否について考えてみると、「正当な理由の有無は、住民が相当な注意力をもって調査したとき、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、又当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかにより判断すべきである。」(最高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決) 「正当な理由があるときは、当該行為が極めて秘密裡に行われ、あるいは天災地変等による交通途絶等により請求期間を経過した場合等、期間内に請求がされなかった場合でも例外的にこれを認めるだけの相当な理由がある場合を意味するもので、当該行為を知り得なかった場合をすべて含むとは思料されない。」(福島地裁昭和 52 年 7 月 25 日判決) とされている。

次に、「相当な注意力をもって調査したとき、客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか。」について考えてみると、受益者負担金・分担金の収入未済額や滞納について記載された下水道事業歳入歳出決算書、決算審査意見書は公開されており、又、決算議会の審議の様子がテレビで中継されるなど秘密裡にされたものでないことは明らかであり、更に当該行為の詳細な内容はともかく、その存在又は取扱いを知るための情報公開請求をする手段もあったと考えられるため、これまで、監査請求をすることができなかった場合であるとは認められない。

### (3) 適法な請求期限

以上のことから、本請求は地方自治法第 242 条第 2 項ただし書きの 1 年の期間制限を受けない「正当な理由がある。」とは認められないため、同法同条同項本文の規定のとおり、1 年の期間制限、すなわち、第 1 の怠る事実である受益者負担金・分担金の徴収を怠る事実が終了したときから、1 年の請求期間制限が適用されると判断する。

### (4) 監査の判断対象

受益者負担金・分担金債権は、それぞれ個々に時効が完成していくものであることから、1 年の期間制限の適用により、請求日である平成 25 年 10 月 10 日から 1 年前に当たる平成 24 年 10 月 10 日以降に時効が完成したものが適法な請求であり、判断の対象となるものである。

したがって、8 頁に記載した「消滅時効の状況」の表の内、平成 24 年度に消滅時効が完成した 2,731,850 円の内、更に平成 24 年 10 月 10 日以降に消滅時効が完成した 110,320 円ということになる。

平成 24 年度消滅時効完成額

2,731,850 円	{	平成 24 年 10 月 9 日以前の消滅時効額	2,621,530 円
		平成 24 年 10 月 10 日以降の消滅時効額	110,320 円

なお、適切に滞納管理をしていても止むを得ず徴収権が時効によって消滅するものもあり、時効により消滅した金額をもって損害額とし、関係者に賠償請求せよとの主張はまるまる受け入れ難い。

### (5) 職員の責任

平成 24 年度までに時効により消滅した 205 件に対する滞納管理の状況は、前述したように滞納者との交渉記録がほとんどなく、杜撰と言われても仕方のないものであり、条例等の規定に従ってその事務を適正に執行していれば、時効によって消滅させることを避けられたと思われるものが多くを

占めている。真面目にきちんと納付している多くの町民や苦しい生活の中でも分納によってコツコツと納入している町民から見れば、決して許されることではない。

土地面積に基づいて課するという現所得状況が考慮されない受益者負担金・分担金のもっている収納の困難性などを考えても、このような管理を続けていけば収入未済額が無限に膨らみ、財政的なことはもとより、将来的にいろんな問題が発生することは十分に予見できたにも係らず、これを回避する対策を十分に講ぜず、債権の時効消滅に至らしめたことは、下水道課職員の「重大な過失である。」と判断せざるを得ず、損害賠償の責めを負うべきであり、請求に理由があると判断した。

#### (6) 指揮監督上の責任

次に、指揮監督上の賠償責任について判断する。今回の受益者負担金・分担金の賦課及び徴収に関することは、「与謝野町事務決裁規程」の定めるところにより、下水道課長の専決事項となっている。

地方自治法第 154 条は、「普通地方公共団体の長は、その補助機関である職員を指揮監督する。」又、同法第 167 条では、「副市町村長は、普通地方公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより普通地方公共団体の長の事務を代理する。」と定めており、指揮監督上の注意義務違反を理由とする不法行為又は債務不履行に基づく賠償責任（不当・違法な財務会計上の行為を防止し、仮に不当・違法な財務会計上の行為が認められた場合にはそれを是正する責任）があるとされ、広範な管理監督責任を負うとされている。

「管理者が訓令等により法令上その権限に属する財務会計上の行為を特定の補助職員に専決させることにしている場合においては、当該財務会計上の行為を行う法令上の権限が委譲される訳ではないが、内部的には権限は専ら補助職員に委ねられ、補助職員が常時自らの判断において財務会計上の行為を行うものとされるのであるから、補助職員が専決を任された財務会計上の行為を行うにつき違法な専決処分をし、これにより当該地方公共団体に損害を与えたときは、この損害は自らの判断において違法な行為を行った職員がこれを賠償すべきものであって、管理者は前記のような補助職員に対する指揮監督上の帰責事由が認められない限り、補助職員が行った財務会計上の違法行為につき、損害賠償を負うべきいわれはないものというべきである。補助職員により専決処分されているにも係らず、長としての指揮監督義務が問題とされるのは、指揮監督義務に違反して故意又

は過失により補助職員の違法行為を阻止しなかったときのみ長の責任は問われる。」(最高裁平成3年12月20日判決)とされている。

当町では、数年前、介護保険料の多額の不納欠損処分を行った経過があるが、議会及び監査委員から度々「介護保険料は消滅時効が2年と短いため、徴収努力を払うよう。」指摘されている。ならば、受益者負担金・分担金は何年なのか、保育料は何年なのか等を調査し、相応の措置を何故講じなかったのか。又、「町税等及び公共料金等滞納整理特別対策本部設置要綱(「訓令」により設置)に基づく体制がとられていない。」ことも指摘されている。

加えて、監査委員が行う例月出納検査において、決算に計上した収入未済額について、その後の収入状況を毎月報告し、取組みを調べられていたはずである。

今回の受益者負担金・分担金についての今日までの取組みは、時効中断に向けた厳正な事務執行を必ずしも的確に指示していたとは言い難く、法的措置等も執ることなく時効により消滅させたもので、職員が徴収を怠ることを阻止する指揮監督上の義務を十分に果たしているとは判断できず、民法第709条に基づく「過失」があったと言わざるを得ないため、請求に理由があると判断した。

#### (7) 消滅時効完成後に収納された受益者負担金・分担金の取扱い

請求人は、今回の請求において「この金額のみなのか」「他にはないのか」も求めているため調査を行った。

受益者負担金・分担金の徴収について、担当課が全く時効を意識していなかったがために、消滅時効完成後に受益者負担金・分担金を受け取り、収納していた事実も新たに判明した。

該当件数及び金額は次表のとおりであるが、誠に残念なことは、その一部に既に「返還に係る時効」が発生していることである。そもそも、消滅時効完成まで納めなかったというのは適切ではないと思える反面、長期間に亘っても払うという義務・使命感のようなものが伺える。

町財務規則第51条には、「収入命令権者は、納入義務者が誤って納入義務のない収入金を納入し、(略)当該納入の事実を発見したとき、(略)当該納入に係る収入金に相当する金額を調定外過誤納として当該納入義務者に還付しなければならない。」とされている。

町では、消滅時効完成後の納入者に対して、町財務規則の規定により還付すべきと判断する。

受益者負担金・分担金の消滅時効完成後の収納額集計表 合計

(平成25年10月10日現在)

(金額 円)

消滅時効完成後収納額 (旧町時賦課、調定分)	17件	2,225,350
合併前	2	259,770
旧岩滝町分	2	259,770
旧加悦町分	0	0
旧野田川町分	0	0
合併後	15	1,965,580
旧岩滝町分	1	431,860
旧加悦町分	1	13,000
旧野田川町分	13	1,520,720
内、返還に係る消滅時効完成額	8	977,270
合併前	0	0
旧岩滝町分	0	0
旧加悦町分	0	0
旧野田川町分	0	0
合併後	8	977,270
旧岩滝町分	3	613,110
旧加悦町分	0	0
旧野田川町分	5	364,160
内、返還に係る消滅時効未成額	10	1,248,080
旧岩滝町分	1	78,520
旧加悦町分	1	13,000
旧野田川町分	8	1,156,560

なお、上記数値には、消滅時効完成後の入金によって「完納」となったものも含まれているが、「完納」扱いであるがゆえに、「広報よさの」等で公表された「平成24年度末の時点で滞納になっているものの合計」及び「平成

24年度までに消滅時効が完成し不納欠損処分したものの合計」の金額には入っていない。

したがって、これを返還することとした場合は、一端、納入されたものをあえて返金することになり、当該返還金が新たな町の損害とみなされるものと思われる。

### 3 結論

以上の判断により、本請求には一部理由があると認められるので、地方自治法第242条第4項の規定により、町長に対し次のとおり勧告する。

#### 勧告

今回、多額の未収金に対し消滅時効を完成させた受益者負担金・分担金問題により、町政に対する住民の信頼を大きく損なわせたことは、誠に遺憾であり、異論がないと思われる。誠実に納付をした方からは理解が得られ難く、その不公平感を拭い去ることは出来ない。

したがって、以下勧告する。

- (1) 今後、受益者負担金・分担金の未納（消滅時効が完成していない受益者負担金・分担金債権）については、町民負担の公平性と受益者負担の原則及び法令に則り、徴収や滞納処分に係る措置を適正に講じられたい。
- (2) なお、時効に係る件については、住民に対し更なる説明責任を果たされるよう努力をされたい。
- (3) 前述の事実の確認で述べたとおり本請求は、地方自治法第242条第2項ただし書の1年の期間制限を受けない「正当な理由」があるとは認められないため、地方自治法第242条第2項本文の規定のとおり、1年の期間制限が適用される。受益者負担金・分担金債権は、それぞれ個々に時効が完成していくものであることから、1年の期間制限により、請求日である平成25年10月10日から1年前にあたる平成24年10月10日以降に時効が完成したものが適法な請求であり、監査の対象となるものである。よって、平成24年10月10日以降に時効が完成したものは、2件110,320円を適法な請求として認める。（意見を付記）
- (4) 今回、消滅時効後に受益者負担金・分担金を違法に徴収した事実行為が発生している。受益者負担金・分担金の消滅時効は、民法の規定と異なり援用を必要とせず（公法上の債権）、又時効の完成前後を問わず時効

の利益を放棄することができないことから、時効成立後に納付された受益者負担金・分担金は過誤納金として扱い、還付加算金を加算して還付しなければならない。

なお、この還付処理について、地方自治法第 236 条の規定は、納入された後 5 年を経過したものは、逆に返還に係る消滅時効完成により還付できないと判断されるので善処されたい。

返還に係る消滅時効未成のものは、件数 10 件、金額 1,248,080 円であるが、この返還に係る消滅時効は日々進行しており、内容をよく精査の上、怠りなく対応されたい。

本件についても、違法行為と判断せざるを得ず、財産管理上、重大な過失で、新たに発生した町の損害とみなされる。よって、その責任の所在を明らかにされ、適正な措置を講ずるとともに、町民に対して十分な説明責任を果たされたい。

なお、上記の措置は、勧告日より 2 カ月以内に講ずるとともに、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により、その措置について監査委員に通知されたい。

## 意見

- (1) 受益者負担金・分担金については、旧岩滝町は平成 7 年から旧野田川町・加悦町は平成 8 年から賦課徴収が始まり、毎年度滞納金が生じていたが、正しい処理をすることなく滞納金額は増大していった。その原因はこの監査結果の各所に記述してあり、法令、例規に則って厳正な事務処理を怠ったことに尽きるが、加えて次のような原因が主として考えられる。

ア 受益者負担金・分担金の取扱いについて、旧 3 町に大きな差異があり、新町基準に統一したが、賦課・徴収業務をはじめとする事務処理が明確に分化されておらず、チェック機能を働かせる体制になってなかった。

イ 町税と同様の滞納状況であるにもかかわらず、担当課でも認識が不足しており、又庁内全体でも認識がなかった。

ウ 滞納者に対し、強制徴収などの手続きをとらずに時効消滅させた担当課の責任は非常に大きく、又管理、指導監督の立場にある者(地方自治法第 154 条、第 167 条)は、当然状況を知らなければならないにもかかわらず、危機感もなく、適正な指導を怠った。

これらのことは、関係課のみならず庁内全体での意識改革、体制づくりをしていかなければならないことであり、早急に是正、改善していただきたい。

(2) 本件請求に係る損害賠償請求について、時効消滅した債権の額は非常に大きく、期間も長いものであった。これにより、住民の与謝野町に対する信用は失墜したと断じてよいと思われる。

本来なら請求人の意思及び住民感情を思料するならば、消滅時効完成額すべてを損害賠償請求の対象とすべきで、時効進行期間中に下水道担当課に在籍し受益者負担金・分担金の事務に携わった職員、課長、及び管理監督上の職にあった町長、副町長（助役）が応分の賠償の責めを負うべきものと認識するが、今回の事例は、最高裁判決いわゆる判例によると、損害賠償の対象となる期間がどれだけ長く過去にさかのぼることができるものであったとしても、地方自治法第 242 条第 2 項により、監査請求期間が 1 年の期間制限に服さざるを得ず、やむなきに至った。この事実を重く受け止め対処していただきたい。

ただし、本債権には、適正に管理していたとしても時効により消滅することが避けられなかったもの（倒産や転居先不明のものなど）も含まれると考えられる。又仮に滞納処分等により時効を停止したとしても、必ずしも全額が回収できたとは言い切れない。さらに、受益者負担金・分担金制度や下水道事業そのものの持つ収納の困難性などが言われているところである。したがって、徴収できなくなった額すべてをもって損害額とすることはできない。

(3) 町には、町税をはじめとして多岐にわたる賦課・徴収の事務があるが、滞納額は、年々増加傾向にあり多額なものになっており、厳しい財政状況の中、財源確保及び負担の公平性の確保の観点からも、滞納の早期解消は極めて重要な課題となってきている。

今回の問題を契機に、全庁あげてすべての公共料金の賦課・徴収事務の点検と意識改革を行い、適正かつ厳格な収納・滞納管理に努め、町民の理解と信頼を得るべく取り組まれるよう強く要望する。